

第10号議案

福井県指定文化財の指定について

別紙のとおり、福井県指定文化財を指定する。

令和3年9月1日提出

教 育 長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項の規定に基づき、福井県指定文化財を指定したいので、この案を提出する。

福井県指定文化財の指定について

令和3年8月10日（火）に福井県文化財保護審議会が開催され、下記の文化財を福井県指定文化財に指定することについて、福井県教育委員会に答申がありました。詳細は別紙のとおりです。

【福井県指定文化財の新指定 9件】

種別	文化財の名称	所在地	所有者
1	しほんぼくがたんさい わしたかず 紙本墨画淡彩 鷲鷹図	大野市天神町 2-4 (大野市歴史博物館)	えんりゅうじ 宗教法人円立寺
2	けんぼんちゃくしよく う た そう てい ぞう 絹本著色 打它宗貞像	敦賀市平和町 23-7	う た あきこ 打它 明子
3	しほんぼくが せん にん こう し ず 紙本墨画 仙人高士図 しょだいはしもとちようべえひつ (初代橋本長兵衛筆)	敦賀市相生町 7-8 (敦賀市立博物館)	敦賀市
4	もくぞう やくしにょらいりゅうぞう 木造 薬師如来立像	福井市高尾町 68-1	たかおちよう 高尾町
5	せきぞう こまいぬ 石造 狛犬 えいしやうじゅうよねんめい (永正十四年銘)	あわらし春宮 2丁目 14-1 (あわらし郷土歴史資料館)	ゆびなか 指中区
6	まつくいづるきよう 松喰鶴鏡	福井市大宮 2丁目 19-15 (県立歴史博物館)	はちまんじんじゃ 宗教法人八幡神社
7	どうしやうこ おうちようがねんめい 銅鉦鼓 応長元年銘 つけたり しゅもく え 附 撞木 1柄 つりひも 吊紐 1本	大飯郡おおい町成和 2-1-1 (おおい町立郷土史料館)	さきだに 笹谷区
8	てっせんまきえぜんわん いちぐ 鉄線蒔絵膳椀 一具	小浜市遠敷 2丁目 104 (県立若狭歴史博物館)	しんこうじ 宗教法人心光寺
9	とくがわいえみつしよようのりもの 徳川家光所用乗物	小浜市遠敷 2丁目 104 (県立若狭歴史博物館)	ほっしんじ 宗教法人発心寺

1 ^{しほんぼくがたんさい}紙本墨画淡彩 ^{わしたかず}鷲鷹図

- (1) 所在地 大野市天神町 2-4 (大野市歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人^{えんりゅうじ}円立寺
- (3) 員数 六曲屏風 1 双
- (4) 法量/時代 縦 151.2cm、横 353.0cm / 安土桃山時代 (16 世紀)
- (5) 由来・特徴

本図は一隻ごとに一對の猛禽が描かれている。いかにも武将が好みそうな荒々しい主題で、雄大な趣がある。向かって右隻では白犬をつかんだ鷲が岩頭に止まるもう一羽を見上げています。左隻は雪を冠った樹木の枝に止まる鷹が猿を捕まえた鷲を振り返りながら首尾を見ている。

本図には落款がないため作者はわからないが、岩や樹木の描法が違っているので曾我直庵筆とまでは言えないものの画風はきわめて近く、曾我派の手になることは認めてよいだろう。制作年代は直庵の活躍期とほぼ同時期と考えられる。本図の存在は、曾我直庵が越前出身であることを傍証する一助となるもので、貴重である。



鷲鷹図 (右隻)



鷲鷹図 (左隻)

2 絹本着色 打它宗貞像

- (1) 所在地 敦賀市平和町 23-7
- (2) 所有者 打它 明子
- (3) 員数 1 幅
- (4) 法量／時代 縦 86.5cm、横 32.5cm / 江戸時代 (17 世紀)
- (5) 由来・特徴

近世を通じて敦賀の町人のうち、もっとも家格が高いと称された打它家の祖、打它宗貞の肖像画である。宗貞は大名との取引も行う豪商で、小浜藩主であった京極家や酒井家から禄を賜って敦賀代官役も勤めた。

本図は、精悍な相貌の表現に卓越したところがあり、肖像画として優れた出来栄えだが、落款を欠き筆者は不明である。像容は、剃髪して首に掛絡を掛け、右手に拵子を持ち、左手に数珠を提げて上畳に安坐する。腰刀が目立つように差し込まれており、俗人であることを強調している。服装の描写も精緻で、薄青色の小袖の下には內衣を重ね、上には墨染、薄物の羽織を着ている。

上部には宗貞が世を去った寛永 20 年 (1643) の翌年 5 月に、三江紹益という禅僧によって書かれた賛がある。同僧は豊臣秀吉の正妻、北政所が建てた高台寺の住職を務めており、北政所の生家である木下家の菩提寺の住職でもあった。

江戸時代初頭における豪商の肖像画は全国的に見ても伝存例が少なく、貴重である。



3 紙本墨画 仙人高士図 (初代橋本長兵衛筆)

- (1) 所在地 敦賀市相生町 7-8 (敦賀市立博物館)
- (2) 所有者 敦賀市
- (3) 員数 6幅
- (4) 法量/時代 各縦 59.0~62.4cm、横 33.3~59.0cm/江戸時代(17世紀)
- (5) 由来・特徴

「仙人高士図」は桃山時代に好んで描かれた主題であるが、ここでは鶴を伴った林和靖、瓢箪から出た駒を見る張果老、鯉の背に乗る琴高仙人、風に吹かれる列子、乞食姿の鉄拐仙人及び舟に乗って釣竿を垂れる蓑笠翁の六図からなる。

寸法の違いはあるが、本図は完成された本画とみなされる。

各幅には「橋本」と読める白文方印が認められ、この印は初代橋本長兵衛が用いたことが明らかにされている。現存する作品では、架鷹図しか知られていない彼の描いた人物図として貴重であり、本図によって海北友松の画風に習っていたことが判明する上でも価値が高い。



林和靖



張果老



琴高仙人



列子



鉄拐仙人



蓑笠翁

4 木造 薬師如来立像

- (1) 所在地 福井市高尾町 68-1
(2) 所有者 高尾町
(3) 員数 1 躯
(4) 法量／時代 像高 109.0cm / 鎌倉時代 (13 世紀)
(5) 由来・特徴

カツラ材、一木造、彫眼、素木。頭体根幹部は、右手前膊部・左袖を含む体側部・両指先を除く足先部・像底柄部を含んで一材から彫成し、内刳は施さない。両手先および両足指先、台座は後補である。

右手を臂でほとんど直角に曲げて 掌 を正面に向けて施無畏印とし、左手は垂下して掌上に薬壺を載せる薬師如来像である。

細身な立像の如来像で、右肩に覆肩衣をつけず、衣を偏袒右肩に着するのは珍しく、また大衣の腹下に刻まれる衣文線が、左方から浅い弧をえがいて斜め右下に流れるのも珍しい。

制作時期は、整えられた姿や彫り口から平安後期という要素もあるが、ふくよかさというよりは締まった頭部や、なまめかしさを覚える唇、左袖の重層感、足にかかる裳の表現などから、鎌倉時代に入ってから造像と考えられる。



5 石造 狛犬 (永正十四年銘)

- (1) 所在地 あわら市春宮 2 丁目 14-1 (あわら市郷土歴史資料館寄託)
- (2) 所有者 ^{ゆびなか}指中区
- (3) 員数 1 対
- (4) 法量 ^{あぎょう}阿形：像高 30.3 cm ^{うんぎょう}吽形：像高 31.4 cm
- (5) 時代 室町時代 永正 14 年 (1517)
- (6) 由来・特徴

石造。阿形・吽形とも全容及び台座を含めて緑色凝灰岩（^{えちぜんあおいし}笏谷石・越前青石）の 1 材より彫出する。

本狛犬は、あわら市・^{ゆびなか}指中神社に伝来し、台座の刻銘から永正 14 年 (1517) に造られたことがわかる。この年紀は、笏谷石を用いて造られた狛犬のなかで、あわら市^{さわ}沢・^{かすが}春日神社の「石造狛犬 (永正十二年銘)」(平成 29 年 3 月 31 日県指定) に次ぐものである。本作例は、越前狛犬の現存作例中では 2 番目に古い銘を有し、髪部を 3 段で表すなどの初発的な表現がみられることで注目される。また前後の作例との比較から、越前狛犬の理解を深めるのに重要な作例となる。



6 まつくいつるきょう 松喰鶴鏡

- (1) 所在地 福井市大宮2丁目19-15 (県立歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人八幡神社 (福井市中手町^{なかなてちょう})
- (3) 員数 1面
- (4) 法量 (cm) 面径^{めんけい} 20.3 縁高^{ふちだか} 0.5 縁上面幅^{ふちうわつらはば} 0.25 界圏径^{かいけんけい} 15.0
鈕径^{ちゅうけい} 2.2
- (5) 時代 平安時代末～鎌倉時代初期 (12世紀後半)
- (6) 由来・特徴

銅、鑄造。2羽の鶴が外向きに旋回し、うち1羽が松の折れ枝をついばむ文様を鑄出した大型の鏡である。

周縁は断面台形を呈し、鈕座をもたない素鈕で、一部に紐の痕跡を残す。やや太めの界圏を巡らし、内区と外区にわずかな高低差を設けている。

文様は滑らかなへら押しで鶴の体軀や松葉を表す。一方の鶴の足元には蝶を1匹描く。外区には2羽1組の右向きの子鶴と飛雲を交互に配置する。

地金は錫をやや多く含み、白銅に近い色味を呈する。鏡背全面に漆とみられる黒色の着色を認めるが、当初の施工かは不明である。鏡面全面に鍍錫を施す。

鏡背文様は平安時代末から鎌倉時代初期、12世紀後半の特徴を示す。類似した図様の作例は少なからず存在するが、ほとんどは面径11cm前後の小型鏡になり、多くが経塚出土鏡である。対して本鏡は、出土品らしい古色・錆等は認められず、収納箱蓋裏の先代宮司による書付けに、中手樺八幡宮宝殿前立鏡、後に神輿渡御の御霊代として用いた伝来を記す通り、永らく当社に伝来した鏡とみていい。松喰鶴文の12世紀に遡る大型の神社伝来鏡として、全国的にも稀な作例である。



鏡背



鏡面

7 ^{どうしょうこ}銅鉦鼓 ^{おうちょうがんねんめい}応長元年銘 ^{つけたり}附 ^{しゅもく}撞木 1柄 ^え吊紐 1本

- (1) 所在地 大飯郡おおい町成和 2-1-1 (おおい町立郷土史料館寄託)
- (2) 所有者 笹谷区
- (3) 員数 1口
- (4) 法量 (cm) ^{こめんけい}鼓面径 19.8 ^{こうけい}口径 22.2 ^{つきざけい}撞座径 13.0 ^{こうえんはば}口縁幅 1.9
^{そくめんはば}側面幅 6.1 ^{しんあつ}唇厚 1.2 ^{みみ}耳幅 7.0 ^{みみ}耳厚 0.8
- (5) 時代 鎌倉時代 応長元年 (1311)
- (6) 由来・特徴

銅、鑄造。吊耳をつける一方^{つりみみ}で足をもたない形式の鉦鼓で、吊り下げた状態で叩き念仏を唱えたもの。かつて笹谷区(旧篠谷村)^{ささだにむら}の六斎念仏^{ろくさい}で用いられたものである。

鑄造および鑄離し後の仕上げは丁寧で、内面にも^{いはだ}鑄肌は残さず平滑に仕上げる。地金はやや白味を帯びた銅色で、表面の全体が黒味を帯びた古色を呈する。

撞座には、細かな打痕が多数見受けられ、本体の耳には太い^よ撚り紐^{ひも}の吊紐が残り、また結びの一方から細い撚り紐を介し木製の撞木が伴う。両者ともよく使い込まれ、当区六斎念仏における鉦鼓の用い方を知る上で貴重である。

左側側面に「法阿弥^{ほうあみだぶつ}随佛」、頂部に「應長^{おうちょう}元年 (1311) 十一月日」と流麗な書風の銘を刻む。形状からして同年に製作されたものとみてよく、念仏用鉦鼓として県内最古の伝存作例である。加えて、中世における若狭各地の六斎念仏の存否については史料を欠き不明な点が多いが、本品は中世若狭の念仏宗の動向を示唆する歴史資料としての価値も大きい。



8 てつせんまきえぜんわん いちぐ 鉄線蒔絵膳椀 一具

- (1) 所在地 小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人心光寺
- (3) 員数 懸盤 3基 飯椀 1合 汁椀 1合 平椀 1口 壺椀 1口
椀 1口 椀蓋 1枚 腰高 13口 茶台 1基 飯櫃 1合
杓子 1本 湯桶 1合 汁次 1合 箸 (一の膳用) 1膳
箸 (二の膳用) 1膳
- (4) 法量 懸盤 (一の膳) 高 25.0 幅 46.3 奥行 44.8 ほか
- (5) 時代 江戸時代初期 (17世紀前半)
- (6) 由来・特徴

心光寺は、2代将軍徳川秀忠の娘で京極忠高夫人となった孝安院の牌所として寛永7年(1630)に建立された孝安寺を前身とし、同18年(1641)に酒井忠勝側室竹子(心光院)が没し、菩提を弔うための寺として心光寺と改名された。

本品は、寺伝で心光院所用とされる蒔絵の膳椀で、木造、漆塗で総体に金蒔絵を施した3基の懸盤(天板に朝顔と薄を熨斗で束ねた意匠)を中心とする膳椀一具である。

本膳椀一具の収納箱蓋裏には墨書銘があり、元文5年(1740)に心光院の百回忌に当たって箱が新調され、本品が彼女の菩提を弔うため当寺に施入された重宝と認められていたことをうかがわせる。また、蒔絵の豪華で精緻な作行きは、寛永14年(1637)に3代将軍家光の第一子として誕生し、3歳で尾張徳川家に嫁した千代姫の婚礼道具として調進された「初音の調度」(国宝、徳川美術館蔵)と同時代の製作になることを示し、心光院生前の所用品とみてよい。ただ、婚礼調度が実家または入嫁先の家紋を散らすのに対し本品がそれを表さないのは、竹子が側室であったことによると思われる。いずれにせよ本膳椀は、蒔絵技法が高みに達した江戸初期の一具として、県内伝来の漆工品でも特筆されるべきものである。



9 徳川家光所用乗物とくがわいえみつしょうのりもの

- (1) 所在地 小浜市遠敷2丁目104 (県立若狭歴史博物館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人ほっしんじ発心寺
- (3) 員数 1挺
- (4) 法量 (cm) 本体幅 86.0 本体奥行 (外形) 118.0
高さ (担い棒含む) 102.5 担い棒長さ 497.0
- (5) 時代 江戸時代前期 (17世紀)
- (6) 由来・特徴

惣網代、溜塗、打揚 (両側の天井が開く)、黒担い棒になの乗物 (駕籠、以下「本資料」とする) で、担い棒の棒先金物には徳川將軍家の家紋 (三葉葵) が陰刻される。小浜藩廃止とともに売却された物品の一つで、小浜の商人が買い取り、明治3年 (1870) に小浜市伏原ふしわらの曹洞宗発心寺に奉納されたと伝えられる。

寛永11年 (1634) に將軍徳川家光の上洛に随行した酒井忠勝は、京で若狭転封 (もと武蔵川越) を命じられ、遠江浜松とおとうみで若狭入国の暇いとまを許され、家光が乗用した乗物と馬ごもんまきえくらおき (御紋時絵鞍置) などを拝領したとの記録が残る。

その後、歴代藩主の乗用はなく、小浜城内に留め置かれたと考えられるが、江戸時代末期まんえんの万延元年 (1860)、和宮降嫁かずのみやこうかにかかり酒井忠義 (京都所司代、小浜藩主) が宮中さんだいに参内するにあたり、藩祖忠勝が拝領した乗物ほかの品々を使用することを幕府が許可したことが確認されている (『酒井家代々記』など)。

本資料は仕様、史料から考えて酒井忠勝が徳川家光から拝領した乗物であることは疑いない。徳川將軍が使用した乗物は伝存例が少なく、極めて貴重である。

なお、徳川將軍家の家紋を刻した棒先金物 (家紋の様式は江戸後期の様式である) を含め、幕末に宮中参内に使用されるにあたって施されたと推定される修補箇所がいくつかみられる。



福井県内の国指定・県指定等文化財

(令和3年9月1日議案提出分を含む)
(件)

区 分		国指定		国選定	国選択	国登録	県指定	備 考
		国 宝 特 別	重 文 国指定					
有 形 文化財	建造物	2	28			226	28	
	絵 画		14				81	紙本墨画淡彩 鷲鷹図 1件 絹本着色 打它宗貞像 1件 紙本墨画 仙人高士図(初代橋本長兵衛筆) 1件
	彫 刻		35				84	木造 薬師如来立像 1件 石造 狛犬(永正十四年銘) 1件
	工芸品	3	8			1	33	松喰鶴鏡 1件 銅鉦鼓 応長元年銘 1件 鉄線蒔絵膳椀 一具 1件
	書跡・典籍・古文書	1	15				21	
	考古資料		5				16	
	歴史資料		3				8	徳川家光所用乗物 1件
	計	6	108			227	271	9件増
無 形 文化財	芸 能							
	工芸技術		2				4	
	計		2				4	
民 俗 文化財	有形民俗文化財		1			1	10	
	無形民俗文化財		5		12		65	
	計		6		12	1	75	
史跡・名勝・ 天然記念物	史 跡	1	24				29	
	名 勝	1	14			2	7	
	天然記念物	4	17			1	31	
	名勝天然記念物		1					
	計	6	56			3	67	
文化的景観				3				
重要伝統的建造物群保存地区				3				
選定保存技術								
合 計		12	172	6	12	231	417	9件増
		184						